	ロ　一歳以上十三歳未満の者　年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値	
	ハ　十三歳以上の者　九十	
二　平均動脈圧（単位　水銀柱ミリメートル）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値以上であること。	イ　一歳未満の者　四十	
	ロ　一歳以上十三歳未満の者　年齢に一・五を乗じて得た数値に四十を加えて得た数値	
	ハ　十三歳以上の者　六十	
（削る）		
5　（略）		

	二　一歳以上十三歳未満の者　年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値	
	三　十三歳以上の者　九十	
5　（略）		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第三百九十六号

令和七年九月十六日にモンロビアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　義本博司在リベリア大使

リベリア側　イブラヒム・アル・バクリ・ニェイ国際協力・経済統合担当外務副大臣

令和七年十月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百九十七号

令和七年九月十八日にフリータウンで、シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　義本博司在シエラレオネ大使

世界食糧計画側　アミナタ・タール在シエラレオネ事務所代表代理

令和七年十月八日

外務大臣　岩屋　毅

○国土交通省告示第九百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和七年十月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　佐世保都市計画道路事業３・４・２号佐世保縦貫線

三　事業施行期間　自令和七年十月八日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長崎県佐世保市稲荷町、福石町、若葉町及び潮見町地内

使用の部分　長崎県佐世保市稲荷町地内

五　収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　長崎県佐世保市稲荷町、福石町、若葉町及び潮見町地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間
二号	周南市大字戸田字南椿垰一〇八九七番一から防府市大字富海字牛屋ケ市一二九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月八日

人事異動

内　閣

○国土交通大臣臨時代理解職

国務大臣　坂井　学

国土交通大臣中野洋昌帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月五日）

内閣法制局

（長官総務室調査官兼公文書監理官）内閣法制局事務官　北村　茂

長官総務室会計課長に配置換する（第一部法令調査官）同　鴨居　秀樹

長官総務室調査官に昇任させる第一部法令調査官に併任する（以上十月六日）

金融庁

財務省

農林水産省

庄司　裕宇

農水産業協同組合貯金保険機構理事長に任命する（十月一日）

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　玉原　雅史

（農産局付）同　片貝　敏雄

辞職を承認する（各通）

（関東農政局長）同　安東　隆

令和七年九月三十日限りで辞職を承認する（以上九月三十日）

独立行政法人農業者年金基金

理事　永井　春信

農林水産事務官（東北農政局長）に採用する（東北農政局長）農林水産事務官　菅家　秀人

関東農政局長に配置換する